

東日本大震災の国際ビジネスへの影響

このたびの東日本大震災により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。ジェトロとしては、被災地の事業者の皆さんが直面している問題を把握する努力を行うとともに、要請に応じて貿易に関する相談、関連情報の提供及び所要の事業の実施等を通じて最大限の協力をしてまいります。

震災の影響

震災発生後、国内各地で報告されている国際ビジネスに関連した影響は3種類に大別できる。

1. 原材料・部品が払底して生産が止まった
2. 海外の取引相手から取引の停止を通告された、あるいは商談相手から商談の中止を通告された
3. 輸出品について相手国税関で通関がストップされた、あるいはこれから輸出するものについて放射線量に問題がない証明を求められた

サプライチェーンへの影響

震災被害で生産の止まってしまった原材料・部品类や、復興のための需要の高まっている部材類などの供給に問題が生じていることから、一部の企業活動に制約が出てきている。

経済産業省による「東日本大震災後の産業実態緊急調査」、「サプライチェーンへの影響調査」によると、被災地の生産拠点の6割強が4月中旬時点で復旧を遂げたということだが、残りについては夏までに復旧の見込みとなっている。

また、原材料・部品・部材が十分に確保できる目途として、素材業種では8%が「確保済み」、「7月までに」という回答をあわせると54%、「10月までに」という回答をあわせると80%となっている。加工業種では、「調達済み」が6%、「7月までに」をあわせると29%、「10月までに」をあわせると71%、という結果だった。

東北・関東の一部の工場では影響が大きく、今後も状況を注視する必要があるが、日本経済全体を見渡したときには、復興に向けた需要も

生まれていることや、新興国需要を中心とする外需が堅調であることなど、前向きな要因も見られる。

上記調査結果は、経済産業省のウェブサイト¹で閲覧可能だ。

風評被害

2. は、原発事故に関連したいわゆる風評被害に属する問題で、主に食品類の輸出に関連して生じている。安全を懸念する消費者の意識が根にあることから、場合によっては企業にとってマーケティング戦略の再検討が必要ともなる課題である。

輸出相手国によって反応には濃淡があり、残念ながらもかなり幅広く日本食が忌避される傾向があると言われている地域もなくはないものの、きちんと安全が確保されていることがわかれば気にしない、といった反応が一般的な地域もある。

従って、全ての日本食レストランの客足が途絶え、全ての日本産食品の輸入が止まっているということでは決してないため、個別の市場、個別のビジネスパートナーの反応を見ながら取引を進めていくという、分析的かつ冷静な態度で対応していくことが必要だろう。

風評被害を最小化するため、外務省等では在日の外国公館やプレスへの説明、在外の日本公館による説明会の開催などを順次行ってきており、各国への原発被害の実情の理解と冷静な対応を促す活動が展開されている。また、経済産業省の英語版ウェブサイトにおいては、Japan's Challenges -Concerning the Domestic and

International Implications of Fukushima Dai-ichi Nuclear Power Station-と題した、46ページにのぼる詳細な資料が公開されておりⁱⁱ、広く海外に向けて、被害の実情や各種対策について紹介されている。

また風評被害を低減するための国による具体的対応の例としては、シンガポールにおいて愛媛県産の大葉から通常値でない放射線が検出されたとして、一時同県産野菜・果物の輸入が停止されていたことにかかる件があげられる。実際は、この大葉は愛媛県産ではなく、輸出業者による産地の誤記があったことを原因とする、明らかに誤った対応であったことがわかった。シンガポール政府の対応をみた農林水産省と愛媛県が同県産大葉のサンプル調査を行った結果、放射性物質は検出されなかった。こうした事実が在外公館を通じてシンガポール当局に説明され、この結果同県産品の輸入停止は解除されることとなった。

風評被害対策については、今後もオールジャパンでの対応努力が必要となろう。

放射線検査・証明

輸出される製品の放射線問題については、各国の対応がばらばらであるため、輸出する側としても個別の対応が必要となっている。

ジェットロではウェブサイト上に「東日本大震災の国際ビジネスへの影響」という緊急特集サイトⁱⁱⁱを設置し、速やかな情報収集と提供に努めている。

このサイトでは、各国で打ち出される対応について速報するとともに、一覧性を高めるためにこうした情報を定型の表にまとめ直して紹介している。また、証明書類の発行体制や国内の放射線検査機関のリストなど、実際の輸出手続き上必要となる情報についても掲載している。

公式な証明書類が発給されるためには相手国

政府との取り決めが必要であり、こうした交渉が成立した国に対して、3月11日より前に生産された製品である旨を証明するもの、あるいは、相手国政府が輸入を認めるとしている都道府県において生産された製品である旨を証明するもの、の2種類について発給できるよう措置がなされている。5月25日現在では、EU、EFTA、シンガポール、韓国、マレーシア、タイ向けの食品類についての発給が可能となっており、水産品を除く食品類は各都道府県庁が、水産品は水産庁が、それぞれ申請・発給窓口となっている。証明を行うには申請企業の情報や記載内容についての確認作業が必要なため、申請から発給まで最低でも数日はかかるとのことであり、生鮮品など商品によっては輸出のオペレーション上厳しい状況が発生しうることには留意いただきたい。

また食品以外の製品も含め、公式な証明書の発給体制がない国において通関当局や取引先等から放射能汚染されていない製品である証明を求められるケースが多発しているが、こうした場合には商工会議所によるサイン証明の仕組みを利用できる可能性がある。これによって無事製品が納入できているケースが多いようだ。しかしながら、特に現地での通関の際に、税関担当官がサイン証明では通せないと判断してしまうケースもあるようであり、ケース・バイ・ケースで問題が発生する可能性が残ってしまう点には注意が必要である。

(ジェットロ山口／井手謙太郎)

i
<http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110426005/20110426005.html>

ii
<http://www.meti.go.jp/english/earthquake/nuclear/japan-challenges/index.html>

iii
<http://www.jetro.go.jp/world/shinsai/>

中国における水ビジネス市場に対する投資について

1. 中国における水ビジネスの見通し

中国経済の急速な発展と都市化に伴い、また、中国政府、社会一般の環境問題に対する関心が日増しに高まるにつれ、中国の水ビジネスは急激な発展段階に入り、巨大な産業リンケージを形成するに至っている。2006年から2009年までの間において、中国の水ビジネス分野への投資は4年連続で年25%増を超える勢いで増加しており、2009年には前年比66%増という新記録を更新した。

中国における水道水の水質基準、汚水処理基準の向上及び環境保護政策の強化に伴い、今後数年の間、中国の水ビジネス分野に対する投資は増大していくものと考えられる。2010年の中国全土における水ビジネス市場は約3,500億人民元の規模に達しており、推計によると、2015年までに7,500億人民元にまで増大するものと予測されている。汚水処理業務だけを例にとっても、中国には600を超える都市があるが、その半分近くが未だ汚水処理施設を有しておらず、2015年までに全国で県レベル以上の都市で汚水処理を実現しようとした場合、新たに建設が必要となる汚水処理場は1,000ヵ所にも及び、投資ニーズは4,000億人民元を超えることとなる。また、中国政府は、段階的水価格制度^(注1)を徐々に普及させるなど、水価格改革を推進し続けているが、年々上昇する水道水価格に伴い、中国の水ビジネス市場の総生産額と利益額は、今後とも高いレベルで上昇していくものと思われる。

過去の中国における水ビジネス市場への投資が水道水と汚水処理の2つの方面に限られていたのに対し、現在では原水の供給、水道水の製造及び供給、生活污水の処理、工業汚水の処理、専門工業園区の汚水処理、汚泥処理、再生水、海水の淡水化などが水ビジネス市場に含まれるようになっている。それぞれの具体的な分野に関していうと、プロジェクトの設計、プロジェクト投資、建設工事、設備生産、運営管理サー

ビス、技術提携、原材料（高機能の処理膜や化学薬剤など）供給などの方面において、全ての市場のニーズがあると思われる。

2. 日本企業の中国水ビジネス市場への参入

投資面における資金不足、そして、技術、管理経験などの不足のため、中国政府は、積極的に外国企業の中国水ビジネス市場への参入と、そこでの投資、建設を誘致している。今や水ビジネスは、中国において民営化と外資参入の度合いが最も高い分野のひとつとなっており、国際的な水ビジネスの分野でトップを走るヴェオリア（仏）、ベルリンヴァッサー（独）、スエズ（仏）などが中国の水ビジネス市場においても高いシェアを誇っている。日本企業も早くから中国の水ビジネス市場に参入しており、ヴェオリア社との共同投資による成都の第六浄水場プロジェクト、民営水処理企業の一部持分権の買収、シンガポールのハイフラックス社との共同投資などを行っており、設備供給により中国の水処理業務に参入している日本企業はさらに多い。中国の水ビジネス業界において権威とされている分析機関の分析によると、2010年末までに、MBR（膜分離活性汚泥処理システム）が採用され、処理規模が1日あたり1万トンに達している操業開始済みの汚染処理プロジェクトにおいて、1位、2位を占めている膜サプライヤーはいずれも日本企業であるとの報告もある。

盛り上がりを見せる中国水ビジネス市場に対する投資への日本企業の参入には、いくつかの方式がある。例えば、1) 現存する水処理企業に対する持分投資、2) BOT方式^(注2)、TOT方式^(注3)による水処理プロジェクトへの投資、3) 水処理プロジェクトへの設備または原材料の供給、4) 中国企業との技術提携などである。これらについて、次に簡単に説明する。

1) 現存する水処理企業に対する持分投資

中国国内には非常に多様な水処理企業の種類があり、民営水処理企業、大手の国有水処理企業、大規模・中規模都市の水ビジネス市場に偏重した企業、小規模都市の水ビジネス市場に特化した企業、水処理プロジェクトの持分投資を専門的に行う企業、水処理プロジェクトのEPC事業（EPC：設計（Engineering）、調達（Procurement）、建設（Construction）を含む一括請負契約）に関する建設やサービス運営の専門企業などがある。日本企業は、自社のポジショニングまたは優位性に基づき、相応しいと思われる中国企業を選択し、戦略的投資家として、持分投資をすることにより、成熟した中国水ビジネス市場における投資プラットフォームを獲得することが可能である。

2) BOT方式、TOT方式による水処理プロジェクトへの投資

中国水ビジネス市場には巨大な投資ニーズが存在しており、毎年多くの水処理プロジェクトにおいて投資者が求められている。これらのプロジェクトは、その多くがBOT方式またはTOT方式により進められ、通常は入札により投資者が確定される。日本企業は、中国の地方政府が行う入札手続への参加により競争に参入することが可能であり、落札した場合にはプロジェクト会社を設立し、その会社を具体的な運営主体として、これらプロジェクトにかかる融資、建設、運営を担当させ、約定の特別経営許可期間が満了した時点で、プロジェクト施設を政府が指定した機構に引き渡すこととなる。

3) 設備または原材料の供給（販売）

現在、多くの日本のサプライヤーが中国の水ビジネス市場に対し、処理膜、水質モニター、高機能凝縮材などの設備や原材料を供給している。伝統的な販売方式のほかにも、日本企業は、水ビジネスの投資分野（すなわちBOT、TOTプロジェクト投資）への参入を希望する中国国内企業との合弁会社の設立または戦略的提携を

進めることにより、設備または原材料の販売のための安定的ルールを獲得し、短期間のうちに市場シェアを確保することも可能である。

4) 中国企業との技術提携

日本企業は世界をリードする水処理技術を有しており、一方で、これは中国の水ビジネス市場に最も不足している技術である。

日本企業は、中国の水処理設備の製造企業、専門的なEPC請負業者、運業者または原材料生産メーカーと、技術の使用許諾の対価として技術使用料を得るといった方法により技術提携を行うことが可能である。もちろん、その技術的な優位性を利用して、中国の水処理企業、水処理プロジェクトに対する投資を行うこともできる。

（注1）

段階的水価格制度（「階梯式水価」）とは、水道の使用量を複数の段階に分類し、各分類ごとに異なる価格（通常は使用量が多いほど単価が上昇）を設定して、合計の水価格を算定する制度のこと。使用量の増加に従って、増加分につき高額の単価が適用されるため、節水効果が期待される。

（注2）

BOT方式とは、民間事業者が自らの資金で対象施設を建設し（Build）、維持管理・運営を行い（Operate）、事業終了後に所有権を公共機関へ引き渡す（Transfer）形式のこと。

（注3）

TOT方式とは、公的機関の資金で対象施設を建設した後、その経営権を民間事業者の有償で引渡し（Transfer）、契約期間中の維持管理・運営を行い（Operate）、期間終了後再度公的機関に引き渡す（Transfer）形式のこと。

（『金杜法律月報』金杜法律事務所（中国大手法律事務所）月刊誌2011年3月16日発行より一部抜粋）

え! 「中国産」阿里山茶!?! ～知的財産権とECFA～



ツァア&ツァイ国際法律事務所
(台湾大手法律事務所)

弁護士 王仁君

台湾は2010年6月29日に中国と两岸経済協力枠組協議 (ECFA) および「两岸知的財産権保護協力協議」に調印した。当該協議は、同年9月12日から発効し、その後、両国は知的財産権保護の実務に関し、修正しながら、調整を行い、内容の充実化を図ってきた。

台湾と中国は経済、貿易の往来が頻繁で、かつ両国・地域の文化、文字に共通の基盤があり、言葉が通じるため、台湾の著名な商標や産地名が中国でコピーされ、または非権利者に先に出願され、登録されたという案件が非常に多い。

例えば「阿里山茶」、「池上米」等は、すでに中国で登録されている。そのため、中国で購入した「阿里山茶」、「池上米」は、実は台湾阿里山のお茶でもないし、池上の米でもない。また、「永和豆漿」(台湾の伝統朝食屋)、「捷安特」(GIANT自転車)、「誠品」(24H本屋)、「錢櫃」(カラオケ)等の有名な商標など、中国で違法に使われた案件は数え切れないほど多い。

この理由は、中国において、知的財産権の概念が薄いこと、関連法令の執行が確実に行われていない他、中国において特許、商標に審査時間がかかること、また台湾と中国の政治問題もあり、両国・地域は相互の知的財産権の「優先権」を認めていなかったことなどが挙げられる。

例えば、有名な「台湾ビール」は、中国で商標を登録するのに、10年もの歳月がかかった。

台湾と中国は「優先権」を相互に認めてこなかったため、知的財産権利者は、同じ権利について、台湾と中国において同時に登録を出願しなければ、他者に先に登録され、自分の出願が認められなくなるリスクがあった訳である。

この問題に対し、台湾と中国は、「两岸知的財産権保護協力協議」において、相互の知的財産権の優先権を保障することに合意、2010年11月22日から双方の優先権の主張を認めるようになった。主張された優先権の依拠案件が2010年9月12日(即ち、「两岸知的財産保護協力協議」の発効日)以降の案件であれば、現地の法令に基づき優先権を持つことになると解される。台湾の権利者は最初の発明特許または実用新案特許の出願日から12カ月内または最初にした意匠権または商標権の出願日から6カ月内に、中国の主務機関に同一の権利を出願する場合は、権利者は台湾における先の出願の優先権を主張することができる。逆の場合、中国の権利者も台湾の主務機関に中国における出願の優先権を主張することができる。

このように、「两岸知的財産権保護協力協議」は、台湾、中国双方の企業等の関心の高かった知的財産手続きについて、コストの軽減を図る解決法を提供してくれた。台湾および中国双方の市場を重要視する日本企業にとって、両国・地域の特許・商標に関する優先権の相互承認に伴い、より柔軟な知的財産戦略を立てることができるのではないかと考える。

(『な～るほど・ザ・台湾』2011年5月号より転載、日本語訳：ツァア&ツァイ国際法律事務所 (台湾大手法律事務所) 顧問 張淑芬)

